

# 令和8年度版

## クリーンアップ推進員の手引き

### 【違反ごみの分別指導に関すること】



◆クリーン推進課(ごみダイエット係) TEL 252-7165

◆旧4町は各総合支所市民生活課(環境衛生係)へ

※**排出者を特定できる場合に限り**ます。

詳細については、P8 を御参照ください。



### 【不法投棄に関すること】

◆廃棄物対策課 TEL 252-7152

◆不法投棄ホットライン TEL 0120-538-710(24時間受付)

#### <代表的な不法投棄の例>

※まずは動かさずに連絡を!!

タイヤ



消火器



テレビ



エアコン



洗濯機  
衣類乾燥機



冷蔵庫 冷凍庫



◆クリーン推進課 (旧市内)

TEL 251-1194 / FAX 252-1956

◆菊川総合支所市民生活課 環境衛生係 (菊川地区)

TEL 287-4004 / FAX 287-4007

◆豊田総合支所市民生活課 環境衛生係 (豊田地区)

TEL 766-2187 / FAX 766-0522

◆豊浦総合支所市民生活課 環境衛生係 (豊浦地区)

TEL 772-4017 / FAX 772-0711

◆豊北総合支所市民生活課 環境衛生係 (豊北地区)

TEL 782-1925 / FAX 782-1549

# 目次

<b>1. クリーンアップ推進員の役割</b> .....	<b>2</b>
(1) 廃棄物(ごみ)の再生利用の推進	
(2) 家庭系一般廃棄物の適正な排出についての指導	
(3) 不法投棄の防止	
(4) ごみステーションの清潔保持についての指導	
(5) ごみステーションの新設・変更・廃止の事前連絡・相談	
(6) ごみの持ち去り行為の通報	
<b>2. 違反ごみの処理</b> .....	<b>5</b>
(1) 違反ごみの処理の概要	
(2) ボランティア袋（無料）	
(3) 「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ	
(4) 違反ごみで困っているごみステーション管理者の方へ	
<b>3. その他</b> .....	<b>9</b>
(1) 配布物品（無料）	
(2) インターネットを利用した啓発	
(3) その他関係法令等	

# 1. クリーンアップ推進員の役割

## (1) 廃棄物（ごみ）の再生利用の推進

下関市では、市民、事業者、行政のパートナーシップにより「みんなで取り組む - 資源循環都市しものせき -」を目指しています。

家庭からなるべくごみを出さず、資源を有効活用するよう住民の方に啓発していただき、ごみの減量とリサイクルに御協力をお願いします。



## (2) 家庭系一般廃棄物の適正な排出についての指導

ごみの減量とリサイクルには市民一人ひとりが正しい分別を理解することが重要となりますので、「ごみの分け方・出し方ガイド」等で正しい分別と排出方法を住民の方に啓発いただきますようお願いいたします。

### 令和8年度 下関市 ごみの分け方・出し方ガイド

燃やせるごみ【月木エリア】(町名は2ページに記載)

ごみステーションの収集日カレンダー (令和8年4月～令和9年3月)

ごみステーションに出せるごみの分別収集日など詳細は各ページをご覧ください。

月	日	燃やせるごみ	資源物	粗大ごみ	ペットボトル
4月	1	燃	燃	燃	燃
4月	2	燃	燃	燃	燃
4月	3	燃	燃	燃	燃
4月	4	燃	燃	燃	燃
4月	5	燃	燃	燃	燃
4月	6	燃	燃	燃	燃
4月	7	燃	燃	燃	燃
4月	8	燃	燃	燃	燃
4月	9	燃	燃	燃	燃
4月	10	燃	燃	燃	燃
4月	11	燃	燃	燃	燃
4月	12	燃	燃	燃	燃
4月	13	燃	燃	燃	燃
4月	14	燃	燃	燃	燃
4月	15	燃	燃	燃	燃
4月	16	燃	燃	燃	燃
4月	17	燃	燃	燃	燃
4月	18	燃	燃	燃	燃
4月	19	燃	燃	燃	燃
4月	20	燃	燃	燃	燃
4月	21	燃	燃	燃	燃
4月	22	燃	燃	燃	燃
4月	23	燃	燃	燃	燃
4月	24	燃	燃	燃	燃
4月	25	燃	燃	燃	燃
4月	26	燃	燃	燃	燃
4月	27	燃	燃	燃	燃
4月	28	燃	燃	燃	燃
4月	29	燃	燃	燃	燃
4月	30	燃	燃	燃	燃

7月 8月 9月 10月 11月 12月

令和8年1月 2月 3月

### 粗大ごみ等の戸別収集日一覧表

※詳細は各ページをご覧ください。 (戸別収集申し込みの申請は各ページ)

※燃やせるごみ「月木エリア」は申し込みなしで資源物の収集は回収日当日のみです。(6/5、8/11、12/1～29の平日、いずれも9:00～12:00、13:00～15:00) 詳しくは→

町名	収集日	町名	収集日	町名	収集日
1-1-1	1/1	1-1-2	1/1	1-1-3	1/1
1-1-4	1/1	1-1-5	1/1	1-1-6	1/1
1-1-7	1/1	1-1-8	1/1	1-1-9	1/1
1-1-10	1/1	1-1-11	1/1	1-1-12	1/1
1-1-13	1/1	1-1-14	1/1	1-1-15	1/1
1-1-16	1/1	1-1-17	1/1	1-1-18	1/1
1-1-19	1/1	1-1-20	1/1	1-1-21	1/1
1-1-22	1/1	1-1-23	1/1	1-1-24	1/1
1-1-25	1/1	1-1-26	1/1	1-1-27	1/1
1-1-28	1/1	1-1-29	1/1	1-1-30	1/1
1-1-31	1/1	1-1-32	1/1	1-1-33	1/1
1-1-34	1/1	1-1-35	1/1	1-1-36	1/1
1-1-37	1/1	1-1-38	1/1	1-1-39	1/1
1-1-40	1/1	1-1-41	1/1	1-1-42	1/1
1-1-43	1/1	1-1-44	1/1	1-1-45	1/1
1-1-46	1/1	1-1-47	1/1	1-1-48	1/1
1-1-49	1/1	1-1-50	1/1	1-1-51	1/1
1-1-52	1/1	1-1-53	1/1	1-1-54	1/1
1-1-55	1/1	1-1-56	1/1	1-1-57	1/1
1-1-58	1/1	1-1-59	1/1	1-1-60	1/1
1-1-61	1/1	1-1-62	1/1	1-1-63	1/1
1-1-64	1/1	1-1-65	1/1	1-1-66	1/1
1-1-67	1/1	1-1-68	1/1	1-1-69	1/1
1-1-70	1/1	1-1-71	1/1	1-1-72	1/1
1-1-73	1/1	1-1-74	1/1	1-1-75	1/1
1-1-76	1/1	1-1-77	1/1	1-1-78	1/1
1-1-79	1/1	1-1-80	1/1	1-1-81	1/1
1-1-82	1/1	1-1-83	1/1	1-1-84	1/1
1-1-85	1/1	1-1-86	1/1	1-1-87	1/1
1-1-88	1/1	1-1-89	1/1	1-1-90	1/1
1-1-91	1/1	1-1-92	1/1	1-1-93	1/1
1-1-94	1/1	1-1-95	1/1	1-1-96	1/1
1-1-97	1/1	1-1-98	1/1	1-1-99	1/1
1-1-100	1/1	1-1-101	1/1	1-1-102	1/1
1-1-103	1/1	1-1-104	1/1	1-1-105	1/1
1-1-106	1/1	1-1-107	1/1	1-1-108	1/1
1-1-109	1/1	1-1-110	1/1	1-1-111	1/1
1-1-112	1/1	1-1-113	1/1	1-1-114	1/1
1-1-115	1/1	1-1-116	1/1	1-1-117	1/1
1-1-118	1/1	1-1-119	1/1	1-1-120	1/1
1-1-121	1/1	1-1-122	1/1	1-1-123	1/1
1-1-124	1/1	1-1-125	1/1	1-1-126	1/1
1-1-127	1/1	1-1-128	1/1	1-1-129	1/1
1-1-130	1/1	1-1-131	1/1	1-1-132	1/1
1-1-133	1/1	1-1-134	1/1	1-1-135	1/1
1-1-136	1/1	1-1-137	1/1	1-1-138	1/1
1-1-139	1/1	1-1-140	1/1	1-1-141	1/1
1-1-142	1/1	1-1-143	1/1	1-1-144	1/1
1-1-145	1/1	1-1-146	1/1	1-1-147	1/1
1-1-148	1/1	1-1-149	1/1	1-1-150	1/1
1-1-151	1/1	1-1-152	1/1	1-1-153	1/1
1-1-154	1/1	1-1-155	1/1	1-1-156	1/1
1-1-157	1/1	1-1-158	1/1	1-1-159	1/1
1-1-160	1/1	1-1-161	1/1	1-1-162	1/1
1-1-163	1/1	1-1-164	1/1	1-1-165	1/1
1-1-166	1/1	1-1-167	1/1	1-1-168	1/1
1-1-169	1/1	1-1-170	1/1	1-1-171	1/1
1-1-172	1/1	1-1-173	1/1	1-1-174	1/1
1-1-175	1/1	1-1-176	1/1	1-1-177	1/1
1-1-178	1/1	1-1-179	1/1	1-1-180	1/1
1-1-181	1/1	1-1-182	1/1	1-1-183	1/1
1-1-184	1/1	1-1-185	1/1	1-1-186	1/1
1-1-187	1/1	1-1-188	1/1	1-1-189	1/1
1-1-190	1/1	1-1-191	1/1	1-1-192	1/1
1-1-193	1/1	1-1-194	1/1	1-1-195	1/1
1-1-196	1/1	1-1-197	1/1	1-1-198	1/1
1-1-199	1/1	1-1-200	1/1	1-1-201	1/1
1-1-202	1/1	1-1-203	1/1	1-1-204	1/1
1-1-205	1/1	1-1-206	1/1	1-1-207	1/1
1-1-208	1/1	1-1-209	1/1	1-1-210	1/1
1-1-211	1/1	1-1-212	1/1	1-1-213	1/1
1-1-214	1/1	1-1-215	1/1	1-1-216	1/1
1-1-217	1/1	1-1-218	1/1	1-1-219	1/1
1-1-220	1/1	1-1-221	1/1	1-1-222	1/1
1-1-223	1/1	1-1-224	1/1	1-1-225	1/1
1-1-226	1/1	1-1-227	1/1	1-1-228	1/1
1-1-229	1/1	1-1-230	1/1	1-1-231	1/1
1-1-232	1/1	1-1-233	1/1	1-1-234	1/1
1-1-235	1/1	1-1-236	1/1	1-1-237	1/1
1-1-238	1/1	1-1-239	1/1	1-1-240	1/1
1-1-241	1/1	1-1-242	1/1	1-1-243	1/1
1-1-244	1/1	1-1-245	1/1	1-1-246	1/1
1-1-247	1/1	1-1-248	1/1	1-1-249	1/1
1-1-250	1/1	1-1-251	1/1	1-1-252	1/1
1-1-253	1/1	1-1-254	1/1	1-1-255	1/1
1-1-256	1/1	1-1-257	1/1	1-1-258	1/1
1-1-259	1/1	1-1-260	1/1	1-1-261	1/1
1-1-262	1/1	1-1-263	1/1	1-1-264	1/1
1-1-265	1/1	1-1-266	1/1	1-1-267	1/1
1-1-268	1/1	1-1-269	1/1	1-1-270	1/1
1-1-271	1/1	1-1-272	1/1	1-1-273	1/1
1-1-274	1/1	1-1-275	1/1	1-1-276	1/1
1-1-277	1/1	1-1-278	1/1	1-1-279	1/1
1-1-280	1/1	1-1-281	1/1	1-1-282	1/1
1-1-283	1/1	1-1-284	1/1	1-1-285	1/1
1-1-286	1/1	1-1-287	1/1	1-1-288	1/1
1-1-289	1/1	1-1-290	1/1	1-1-291	1/1
1-1-292	1/1	1-1-293	1/1	1-1-294	1/1
1-1-295	1/1	1-1-296	1/1	1-1-297	1/1
1-1-298	1/1	1-1-299	1/1	1-1-300	1/1

## (3) 不法投棄の防止 ※不法投棄は犯罪です。

不法投棄されたごみを発見した場合は、動かさずにそのままにして、廃棄物対策課又は不法投棄ホットラインに御連絡ください。

※不法投棄ごみを移動（清掃）すると、必要な対応ができなくなる場合がありますので御注意ください。



【廃棄物対策課】TEL:083-252-7152

【不法投棄ホットライン】TEL:0120-538-710（24時間フリーダイヤル）

<不法投棄の例>

- ✓事業者が投棄していると思われるごみ
- ✓テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電リサイクル法の対象となる家電
- ✓不法投棄の温床となっている場所の多量のごみや引越し等の家具
- ✓ごみを地中に埋める行為

#### (4) ごみステーションの清潔保持についての指導

ごみステーションを利用する住民一人ひとりが分別や排出日を守るとともに、ごみステーションの実情に応じたルールを周知徹底することが重要となります。

清潔保持のために、利用者でルールを明確にしましょう。



##### <基本的なルール及び注意事項>

#### ①ごみステーションの管理

ごみステーションの管理責任は、設置者（自治会等）にあります。ごみステーションのかごやネットの破損は、ごみの散乱や通行者、利用する住民、収集職員のけが等事故の原因にもなりますので、定期的に確認をお願いします。

過去に、ごみステーションのネットが原因で、通行人がけがをした事例がありました。ごみがないときはもちろんですが、ごみを排出するときも、通行人の支障とならないように配慮するよう周知をお願いします。

#### ②排出場所

排出のトラブルを少なくするためにも、自治会の班や組などで排出するごみステーションを決めるようにしましょう。隣接自治会と共同で利用する場合は、隣接自治会と管理方法などを協議するようお願いします。

#### ③排出時間

収集後に排出されたごみについては、再度収集を行うことはできません。地域で定まった排出時間を守っていただきますようお願いします。

[補足] 地域で定まった排出時間

- ・旧市内：当日の朝8時30分まで
- ・菊川地区：当日の朝8時30分まで
- ・豊田地区：当日の朝8時30分まで
- ・豊浦地区：当日の朝8時まで（7～9月は当日の朝7時まで）
- ・豊北地区：当日の朝6時まで

#### ④鳥獣被害及び飛散防止（ごみステーションのネットの取扱い）

カラス等鳥獣被害を防ぐためにも、ごみを出す人がその都度きちんとネットをかけるようにしましょう。

※プラスチック製容器包装・ペットボトルの日には、ステーションネットをかけていないところがあります。飛散防止のためにも、プラスチック製容器包装・ペットボトルの収集日にもネットをかけてください。

#### ⑤違反ごみ

違反ごみについては、収集員が違反シールを貼付し、そのままごみステーションに置いていきます。排出者が違反ごみを再分別することが原則ですが、排出者が再分別を行わない場合は、お手数ですが、クリーンアップ推進員にて再分別をお願いいたします。詳細については、「2. 違反ごみの処理」を御確認ください。

## (5) ごみステーションの新設・変更・廃止の事前連絡・相談

ごみステーションの新設・変更（移設・増設・形状変更等）・廃止については、設置者（自治会等）が市（クリーン推進課）に、必ず事前に連絡・相談してください。

また、市（クリーン推進課）では、ごみの排出あるいは収集において、安全管理上、危険と判断したステーションを随時見直していますので、その際には御協力をお願いします。

### <注意事項>

ごみステーションを新設・変更（移設・増設・形状変更等）・廃止するときは、必ず「事前相談書」を提出してください。なお、相談内容によっては、決定まで1か月程度を要する場合がありますので、早めの御相談をお願いします。

※ごみステーション管理の詳細については、各自治会長に配付している「ごみステーション管理の手引き」を御確認ください。

## (6) ごみの持ち去り行為の通報

ごみステーションに排出されたごみを持ち去る行為は、条例で禁止されています。違反した場合は、禁止命令が出され、その禁止命令に違反した場合は、20万円以下の罰金が科せられることがあります。なお、下関市が委託している業者の車両には、「下関市委託車両」と記載された表示板を両側面及び後部に掲示しています。

持ち去り行為を発見した場合は、旧市内はクリーン推進課（TEL：252-7165）、旧4町は各総合支所市民生活課（各連絡先は表紙に記載）に通報してください。

なお、ごみステーションの清掃や違反ごみの整理に伴う作業は、管理行為ですので禁止行為には当たりません。

### <参考1> 市内における地域別ごみステーション数

	旧下関	菊川	豊田	豊浦	豊北	合計
ごみステーション数	4,610	122	157	321	227	5,437

令和7年12月末現在

### <参考2> 収集できないごみ

#### **収集できないごみ**

- タイヤ ●フロンガス使用製品（除湿機、冷風機など） ●コンプレッサー ●FRP 船 ●温水器 ●火薬類 ●消火器
- 感染性廃棄物（注射器など） ●オートバイ・原動機付自転車・自動車・エアバッグ内蔵部品 ●電動ベッド ●シニアカー
- ガスボンベ類 ●石油類・液状の可燃性の油脂類 ●農機具類 ●劇薬・農薬 ●トナー（トナーカートリッジ）
- 仏壇、仏具、神具、墓石等 ●オルガン（電子オルガン含む） ●ピアノ（電子ピアノ含む） ●ソーラーパネル
- 塗料（ラッカー・シンナーなど） ●PCB 使用部品 ●ボタン電池・コイン型電池（型式記号 BR・CR 以外） ●ポータブル電源
- グラスウール（断熱材など） ●液体（液体の入った容器を含む） ●アスベスト含有物 ●パソコン など

※R4.4 から 各種タイヤ（オートバイ・原動機付自転車・自動車・自転車・一輪車 等）も 市では収集できないごみとなりましたので、御注意ください。

また、市で収集できないからといって、みだりにごみを捨てると不法投棄になることがありますので御注意ください。 不法投棄は犯罪です。

## 2. 違反ごみの処理

### (1) 違反ごみの処理の概要

ごみステーションに違反ごみ(※収集員が違反シールを貼ります)が排出された場合は、市(クリーン推進課)が各自治会に配布している「ボランティア袋」(緑色)を御使用いただき、違反ごみを正しく再分別します。

ごみステーションに排出できるごみ(燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラマーク容器包装)については、指定の曜日にごみステーションに排出していただければ、指定の曜日に収集します。ただし、排出できるボランティア袋の数は、5袋以内です。

ごみステーションに排出できないごみ(燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ボランティア袋が6袋以上のごみ)が違反ごみとして排出された場合は、通常の収集車では回収できませんので、

「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」を御提出(FAXで可)ください。

#### 〈違反シール〉

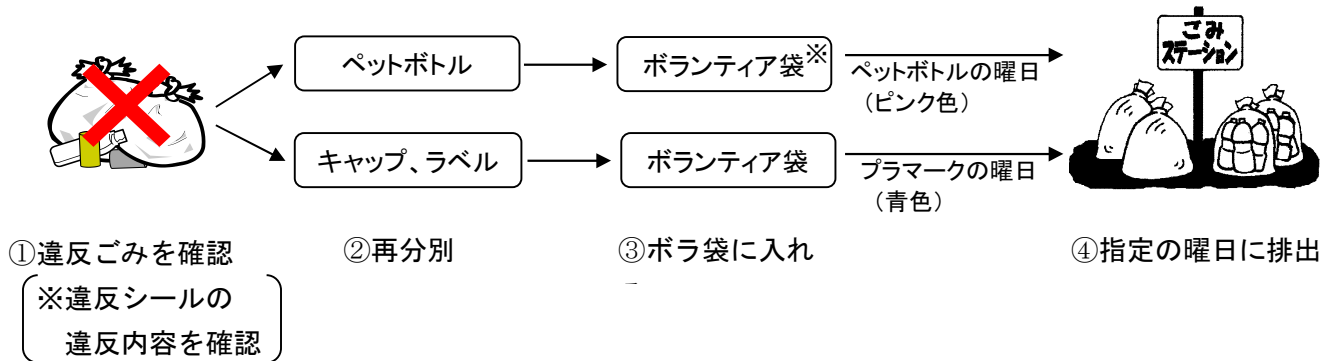
ルール違反です！持ち帰り、再分別を。

<p><input type="checkbox"/> 他の分別のごみが入っています。</p> <p>燃やせるごみ プラマーク容器包装 びん・缶 ペットボトル 古紙類 燃やせないごみ 有害ごみ</p> <p><input type="checkbox"/> スプレー缶は「有害ごみ」です。</p> <p><input type="checkbox"/> ペットボトルのラベル・キャップは「青色の袋」です。</p> <p><input type="checkbox"/> プラスチック製品、金属類(びん・缶のふたを含む)は「燃やせないごみ」です。</p> <p><input type="checkbox"/> 袋の重さは10kg程度までです。</p> <p><input type="checkbox"/> 水分は切って出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 汚れが取れないプラマーク容器包装やペットボトルは「燃やせるごみ」です。</p> <p>その他</p>	<p>Violation of rules. Take this garbage home. Check the rules.</p> <p>違反規則。把这些垃圾带回家。检查规则。</p> <p>규칙 위반. 이 쓰레기는 가지고 돌아가라. 규칙을 확인하십시오.</p> <p>Vi phạm các quy tắc. Mang rác này về nhà. Kiểm tra các quy tắc.</p>
---	--

月 日

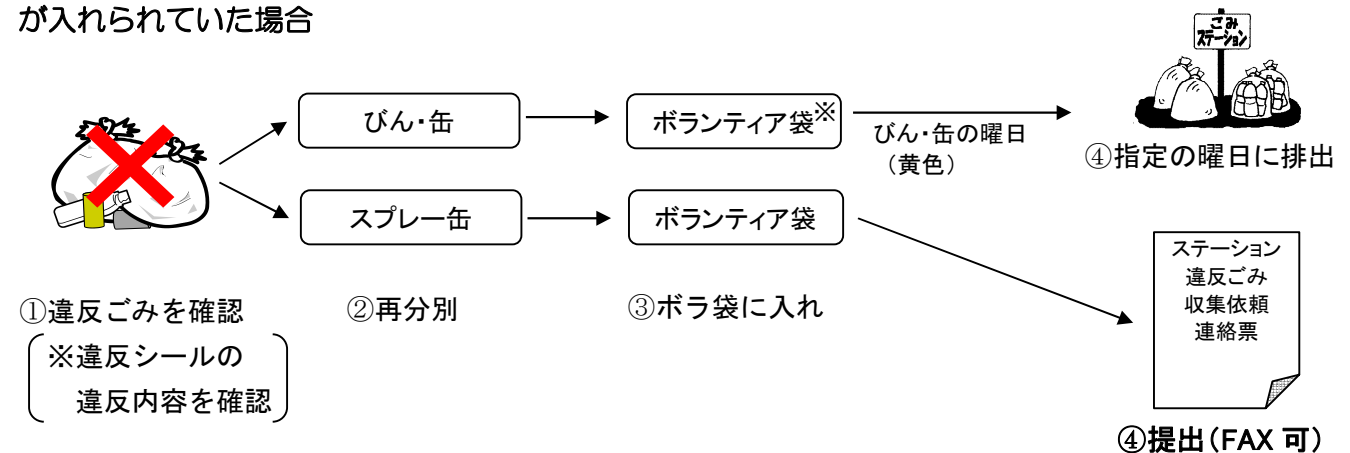
#### 【違反ごみの例1】～「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が不要なごみ～

ピンク色(ペットボトル用)の袋の中に、キャップとラベルを剝がしていないペットボトルが入れられていた場合



#### 【違反ごみの例2】～「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ～

黄色(びん・缶用)の袋の中に、空きびん・缶のほか、スプレー缶(有害ごみ)が入れられていた場合



※違反シールが貼られた指定ごみ袋が利用可能な場合は、そのまま利用しても可です。

ただし、違反ごみに貼られていた違反シールは必ずはがした上で、指定の曜日に排出してください。

## (2) ボランティア袋（無料）

違反ごみの処理に使用するボランティア袋（緑色）には、2種類のサイズ（45L用及び18L用）がありますので、違反ごみの量に応じて使い分けてください。

また、ボランティア袋には、何のごみかを表示する欄がありますので、団体名をマジックで記入の上、ボランティア袋を利用してごみを排出する際は、「燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、有害ごみ、燃やせないごみ」のうち、該当するごみを1つ選んで、○で囲んでください。

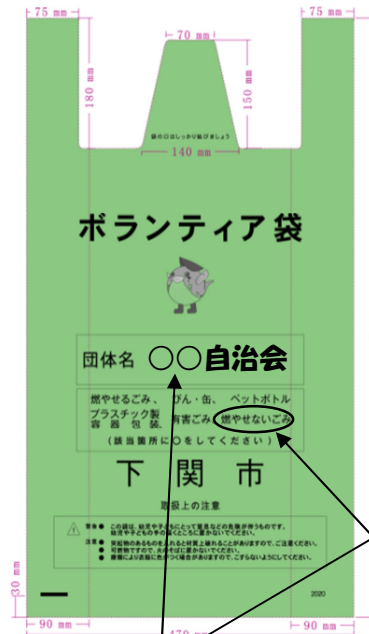
ボランティア袋の入手方法は、クリーンアップ推進員がクリーン推進課にお電話いただければ、必要枚数（各種1箱100枚入り）を御自宅に配送（3営業日程度）します。

### 70L用(草・枝木専用)



※違反ごみの処理には使用しません。  
(ボランティア清掃(自治会清掃等)  
でのみ使用)

### 45L用



### 18L用



団体名をマジックで記入 該当するごみを1つ○で囲む

クリーンアップ推進員が  
違反ごみの処理に使用する袋

### 【よくある問い合わせ】

問1：昔クリーンアップ推進員をしていてボランティア袋が余っている。

もったいないので、自宅のごみを入れて使っても良いか？

⇒ボランティア袋は違反ごみの再分別や公共用地のボランティア清掃にしか使用できません。家庭のごみを入れるなどの不正使用は絶対にやめてください。  
なお、余ったボランティア袋がある場合は、後任のクリーンアップ推進員に引き継いでください。

問2：70Lのボランティア袋を違反ごみの再分別に使用しても良いか？

⇒ボランティア袋の70Lサイズは、草・枝木専用（ボランティア清掃用）です。違反ごみには使用できません。

### (3) 「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ

違反ごみのうち、ごみステーションに排出できないごみ（燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ボランティア袋が6袋以上のごみ）については、ごみステーションで通常の収集ができませんので、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」を御提出(FAXで可)ください。

なお、収集に要する期間は、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の内容を確認後、**5営業日以内**（祝日・年末年始を除く）に行います。

#### <記入例>

#### ステーション違反ごみ収集依頼連絡票

クリーン推進課長 殿 申込日 **令和 8年 6月 13日**

- ① 依頼団体 **〇〇町〇丁目** 自治会  
 ② 担当者名 **下関 太郎**  
 ③ 電話 **251-0000** FAX **252-0000**  
 ④ ステーション住所 下関市 **〇〇** 町 **〇** 丁目 **〇** 番地 **〇〇** 宅前  
 ⑤ ごみの内容

燃やせないごみ	<b>1</b> 袋	有害ごみ	<b>1</b> 袋	ボランティア袋に入らないごみ
粗大ごみ	<b>イス 1脚</b>			

- ※ごみステーションに出せるごみは、正しく分別して、適正な収集日に排出してください。
- ※汚れたペットボトル・プラスチック製容器包装用については燃やせるごみとして排出してください。
- ※粗大ごみについては、内容を記入してください。

**地図** 分かりやすい目標物を描いてください。  
 作図が難しい場合には、別紙図面を提出ください。

**ごみステーション付近の地図があればここに貼ってください。  
 ※地図がない場合は、手書きでも可**

※ 収集につきましては、収集依頼連絡票確認後5営業日以内(祝日・年末年始を除く)に行います。

連絡先  
 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号  
 下関市環境部クリーン推進課  
 TEL 251-1194 FAX 252-1956  
 eメールアドレス kclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

受付		配布		入力	
月	日	月	日	月	日
/	/	/	/	/	/

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、クリーン推進課・各総合支所・各支所で差し上げます。市のホームページからのダウンロードもできます。

#### (4) 違反ごみで困っているごみステーション管理者の方へ

- ・ 違反ごみは排出者が再分別することが原則です。排出者に違反したことを認識していただくために、違反ごみはしばらくごみステーションの見やすい位置に置いたほうが良いでしょう。(※問1)
- ・ 排出者が違反ごみを分別せず、ごみステーションの清潔を保持できない場合は、お手数ですが、クリーンアップ推進員にて再分別をお願いします。
- ・ 同じ排出者からの違反が続くなど、何度注意しても分別方法が守られないことがあるとお聞きしています。

そのような場合で、袋の外側から見て氏名と住所が記載されている物が袋に入っていることがわかるなど、違反ごみの排出者を特定できる場合で、違反者への指導を希望する場合は、職員が排出者を特定できる物を確認したのち、直接本人に指導いたします。

この場合、旧市内はクリーン推進課 (Tel: 252-7165)、旧4町は各総合支所市民生活課 (各連絡先は表紙に記載) に御連絡ください。(※問2)

##### 問1:「しばらく」とはどれくらいの期間か？

⇒悪臭がする、多量の違反ごみのためにごみステーションにごみが入らなくなる、鳥獣被害によりごみが散乱するなど、ごみステーションの清潔を保持できなくなるまでの期間

※ごみステーションの形状等によって、清潔を保持できなくなるまでの期間は変わりますので、各ごみステーション管理者 (自治会等) で判断の上、御対応をお願いします。

##### 問2:排出者を特定できる場合とは？

⇒・排出者の住所と氏名の両方が記載されている物 (例: ダイレクトメールや請求書) が違反ごみに入っており、記載内容を判別できる場合

・排出者が事業者で、業者名が特定できる物が違反ごみに入っており、記載内容を判別できる場合

※氏名のみ記載されている物では調査ができませんので、通常通りの違反ごみの処理として対応してください。(例: 領収書や菓の袋など)

##### 【外国籍の方に向けたごみの出し方の周知方法】

外国語版ごみ出しガイド (中国語、韓国語、英語、ベトナム語) を作成しています。

必要な場合は、クリーン推進課 (Tel: 252-7165) に御連絡ください。なお、市公式ウェブサイトにも掲載しています。



### 3. その他

#### (1) 配布物品（無料）

下関市環境部ではボランティア袋のほかに、ごみ問題に関係する以下の物を無料で配布していますので、必要に応じて御活用ください。

- ・ごみの分け方・出し方ガイド・・・・・・・・クリーン推進課（252-7165）
- ・ごみネット・・・・・・・・クリーン推進課（251-1194）
- ・ごみステーション看板・・・・・・・・クリーン推進課（251-1194）
- ・土のう袋・・・・・・・・クリーン推進課（251-1194）
- ・不法投棄防止看板・・・・・・・・廃棄物対策課（252-7152）
- ・ペットのふん、ポイ捨て禁止看板・・・・環境政策課（252-7115）

#### (2) インターネットを利用した啓発

- ・ごみの分け方・出し方ガイド（下関市公式ウェブサイトに掲載中）
- ・ごみ百科（下関市公式ウェブサイトに掲載中）
- ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
- ・しもまちアプリ「ごみの日カレンダー」



#### (3) その他関係法令等

##### 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない

(クリーンアップ推進員)

第13条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、クリーンアップ推進員を任命する。

2 クリーンアップ推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、クリーンアップ推進員について必要な事項は、規則で定める。

##### 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

(クリーンアップ推進員)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定によるクリーンアップ推進員（以下「推進員」という。）の任命に当たっては、市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会等の団体の推薦の有無等により当該推進員の社会的信望の有無を確認するものとする。

2 推進員は、前項の団体の区域その他市長が指定する区域において、次に掲げる事項に係る活動を行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する廃棄物の再生利用の推進に関すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物の適正な排出についての指導に関すること。
- (3) 不法投棄の防止に関すること。
- (4) ごみステーションの清潔保持についての指導に関すること。
- (5) その他一般廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。

3 推進員の任期は、1年とし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。